

一般社団法人日本形成外科学会の会員は、定款に定められた目的の達成につとめ、日本国憲法を始め、医師法、歯科医師法、医療法、著作権法その他の関係法規のほか、本法人の定款、規則、制度、会告に従わなければならない。いやしくもこれに反して、本法人の名誉を傷つけ、あるいは会員としての下記の綱領に違反することがあってはならない。

## 日本形成外科学会 倫理綱領

(平成 29 年 4 月 11 日制定)

1. 会員は、みずから社会秩序を重んじ、道德の模範とならなければならない。
1. 会員は、本学会その他において、常に医師・医療人として、適切な医学的成果や医療の進歩を学び、真摯に自己研鑽しなければならない。
1. 会員は、常に患者に対して誠意をもって診療や臨床研究にあたり、信頼に応えなければならない。患者に不利益になると予想される手段や方法を用いてはならず、常に患者プライバシーを守らなければならない。
1. 会員は、各種刊行物、各種メディアやインターネットを含めた広報手段において、医師・医療人としての品位を傷つけ、真実を欠き、誤解を招く記載や言動があってはならない。

以上